

税務・会計便り

～災害や盗難などによる損害を受けたとき～

災害や盗難などにより資産が損害を受けたとき、「雑損控除」というものが受けられます。

具体的に下の5つのいずれかに限られます

1

自然災害

地震、台風、大雪
落雷など

2

人為的災害

火災、火薬類の爆
発など

3

生物災害

害虫(カブト)などの
生物による
もの

4

盗難

5

横領



詐欺や恐喝の場合には
雑損控除は受けるこ
とができません。

控除の金額

- ① (損害金額+災害等関連支出の金額-保険金等の額) - (総所得金額等) × 10%
- ② (災害関連支出の金額-保険金等の額) - 5万円

①、②いずれか多い方の金額



対象となる資産の要件

- 資産の所有者が下記のいずれかであること
 - ・納税者
 - ・納税者と生計を一にする配偶者やその他親族で、その年の総所得金額等が48万円以下
 - 棚卸資産もしくは事業用固定資産等または「生活に通常必要でない資産」(*)のいずれにも該当しない資産であること
- (*)別荘などの趣味等の目的で所有する不動産や貴金属や絵画など、1個または1組の価格が30万円超のものなど、生活に通常必要でない資産

雑損控除は年末調整では受けられず、確定申告をする必要があります。お気軽にお問合せください。